

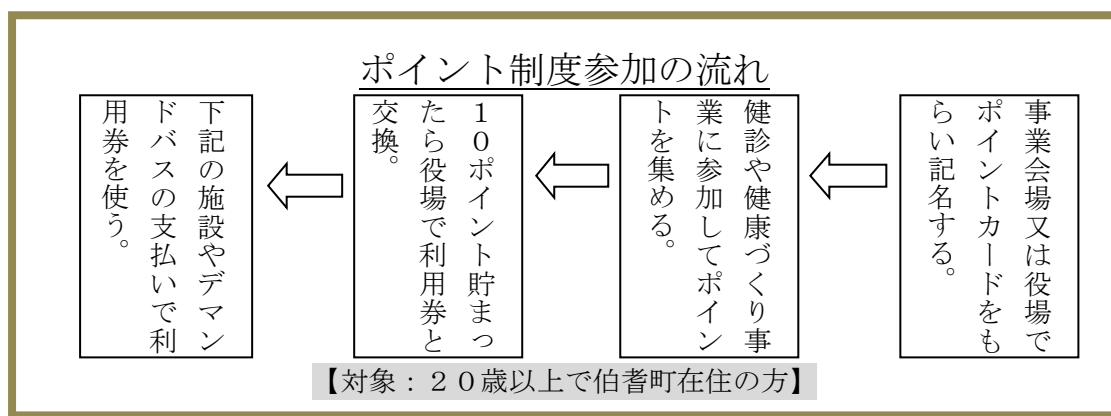
# 伯耆町健康ポイント制度

H28.4

伯耆町では、健康づくりへの関心を高め、実践していただくきっかけづくりとして、「健康ポイント制度」を実施しています。町が実施する健診や健康づくり事業に参加された方にポイントを差し上げ、10ポイント貯まったら、500円相当の町内施設利用券と交換します。

さらに、年間（1/1～12/31）100ポイント【ポイントカード10冊分】を達成された方に100ポイント達成証・副賞を贈呈し表彰します。

【平成29年1月までに利用券と交換されたポイントを集計し2月に表彰式を開催】



## ◎ポイント対象事業

町の住民健診・人間ドック・がん検診受診	5ポイント	年1回のみ対象です
・健康づくり教室・講座・講演会参加 （まめまめクラブ、歩キング、介護予防教室、健康づくり講演会など） ・教育委員会・各公民館が開催する健康関連の事業（高齢者学級など） ・社会福祉協議会が開催する健康関連事業（老人クラブ連合会ウォーキング大会など） ・プール利用（ゆうあいパル、B&G）	1回当たり 1ポイント	対象事業は開催要項に、「ポイント対象」と明記します

## ◎利用券が使える施設等

伯耆町デマンドバス、伯耆町総合スポーツ公園（プール・グラウンドゴルフなど）、大山望、榎水天空リフト、大山ガーデンプレイス、岸本温泉ゆうあいパル、伯耆みらい・ポップみらい、ゆめ工房・ゆめ工房21、日光交流センター「山隠れの里」、伯耆町住民健診受診料（医療機関健診・人間ドックは除く）

伯耆町健康ポイント制度

〒689-4133 伯耆町吉長37番地3 伯耆町役場 健康対策課 健康増進室

☎(0859)68-5536 FAX(0859)68-3866

ホームページ <http://www.houki-town.jp/>